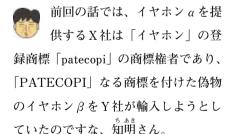


10. 涌| 解放制度の概要♪

知的財産の「永遠の吟遊詩人 (!)」こと弁理士の中川浄宗で す。新年はやはり清々しいですね。

前回は「税関」における「知的財産 侵害物品(偽物)」の「水際取り締まり」 について、税関が知的財産侵害物品で あるか否かを認定する 「認定手続」 (関 69条の12) を中心にお話ししました。



X社からの輸入差止申立てや職 権で、知的財産の侵害が疑われ る「侵害疑義物品」として、税関がイ ヤホンβを発見した際に行われるのが 認定手続でしたね、法雄さん。

さて、イヤホンβについて認定 手続が開始されると、それが侵 害物品であるか否かが確定していない にもかかわらず、Y社は手続きが終わ るまでそれを輸入できません。

それじゃあ、認定手続に特に時 間がかかると、Y社が不当な不 利益を被るおそれがありますな。

前回の話では、税関がX社に金銭を 「供託」させることでY社が被るおそ れのある損害を補塡させる制度があり ましたが、逆にY社から担保などを提 供して認定手続を取りやめるように求 める制度はあるのでしょうか?

/ 今回もずいぶんさえています が、本当に法雄さんですか?

それではまず「通関解放」について 説明しましょう (関69条の20)。

通関解放の対象になるのはすべての 認定手続ではなく、特許権・実用新案 権・意匠権・営業秘密に関する認定手 続であり、商標権・著作権・回路配置 利用権・育成者権に関する認定手続は 対象ではありません。

それでは、Y社によるイヤホン βの通関解放の求めは、X社の 特許権の侵害が問題になっている場合 はできるけれども、冒頭のように商標 権の侵害が問題になっている場合はで きないということですね。

これは知的財産の国際条約であ るTRIPS協定53条の規定上、通 関解放制度を設けることが認められて いるのは、特許権などに関する認定手 続に限られているためです。

それと、商標権や著作権に関す る認定手続は結論が出るまでに 比較的時間がかからず、Y社が不利益 を被るおそれは少ないでしょう。

これに対して、特許権などに関する 認定手続は結論が出るまでに比較的時 間を要するため、Y社が不利益を被る おそれが高いからこそ、通関解放制度 が必要なのですな。

また、Y社による通関解放の求 めはX社による輸入差止申立て に基づく認定手続において可能です が、税関が職権で開始した認定手続で はできない点にも注意が必要です。

それでは図⑨に基づいて通関解 **か**の流れを説明しましょう。

Y社は税関から認定手続の開始を通 知されてから原則として10執務日を 経過すると、認定手続を取りやめるよ うに請求することができます。



そうすると、税関はY社に対し て10日以内に「通関解放金」を 当該税関の最寄りの供託所に供託する ように命じます。あわせて、税関はY 社から通関解放の求めがあったことを X社に通知します。

通関解放金の金額はどれぐらいなの でしょうか? 私の小遣いで足りれ ば、Y社に貸してもいいのですが。

/ 具体的には①イヤホンβに用い ▼ られている特許権などのライセ ンス料に相当する金額、②Y社がイヤ ホンβの販売により得られると見込ま れる利益額のいずれかとされています。

①は過去の判例や類似の事例などに 基づいて算定され、②はイヤホンβに 係る輸入申告の課税価格の20%を目 安に算定されます。

Y社が通関解放金を供託する と、税関は認定手続を取りやめ、 イヤホンβの輸入が許可されることに なります。もしY社が通関解放金を供 託しない場合は、当然ながら認定手続 は続行されるわけですね。

/ ここで注意しなければならない のは、税関がイヤホンβの輸入 を許可したからといって、X社の特許 権を侵害する物品でないことが確定し たわけではないという点です。

ということは、X社がイヤホン βについて自社の特許権を侵害 する物品であると考えるなら、Y社に 差止請求や損害賠償請求を行うべく、 民事訴訟を提起できるのですね。

この訴訟でX社の損害賠償請求 が認められれば、先ほどY社が 供託した通関解放金から弁済を受ける こともできます。

だから、税関がイヤホンβの認定手 続を取りやめた場合は、X社にそのこ とを通知するわけですな。Y社に民事 訴訟を提起する機会であることをX社 へ知らせる趣旨でもあるのです。

/ 一方、X社がこの通知を受けて から30日以内にY社への民事訴 訟を提起しなかった場合、供託させて おく必要はなくなったものとして、Y 社は通関解放金を取り戻せます。

11. 意見照会制度の概要♪

ところで先生、特許法などは特 許庁が、不正競争防止法は経済 産業省が、そして種苗法は農林水産省 がそれぞれ所管しています。

したがって、認定手続に際しても、 知的財産を専門に扱っている関係官庁 の意見が得られれば、税関はより正確 な判断をすることができますな。

そこで関税法は「意見照会」の 制度を設けているのです。

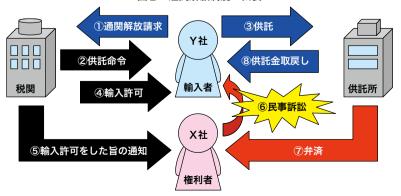
まず、イヤホンβについてX社の特 許権・実用新案権・意匠権に関する認 定手続が開始された場合、X社または Υ社はイヤホンβがこれらの権利の効 力が及ぶ範囲に含まれるか否かについ て「特許庁長官」(特許庁) へ意見を 聴くよう税関長(税関)に求めること ができます (関69条の17)。

同様に、イヤホンβについてX 社の営業秘密に関する認定手続 が開始された場合、両社はそれが営業 秘密を不正に使用することで作られた 物品か否かについて「経済産業大臣」 (経済産業省) へ意見を聴くよう税関 に求めることができます。

/ Y社による特許権侵害貨物の輸 ✔ 入を例に、図⑩に基づいて意見 照会の流れを説明しましょう。

まず、X社またはY社は税関から認 定手続開始の通知を受けてから原則と して10執務日以内に、特許庁へ意見 照会をするよう税関に求めます。

図9:通関解放制度の概要



この際、X社はイヤホンβが特 許権の侵害物品であることを明 らかにする資料を、Y社は侵害物品で ないことを明らかにする資料をそれぞ れ税関に提出するわけですな。

ちなみに両社から意見照会の求 めがなくても、税関が必要であ ると認める場合には特許庁に意見照会 をすることも可能ですよね。

一方、X社やY社から求めがあ れば、必ず意見照会が行われる というわけでもありません。

例えば、Y社がイヤホンβを廃棄す るなどの自発的処理を行っており、そ れが輸入されないことが確実であれ ば、意見照会を行う必要はありません よね。その場合は両社に意見照会を行 わなかった旨を通知して終了します。

税関が特許庁へ意見照会を行う 際は、そのための資料を作成し、

両社の意見を求めます。そして税関は 両社の意見を踏まえ、意見照会を行う とともに、両社に意見照会を行った旨 を通知するのですね。

/ ここで、特許庁が意見を述べる 前に、税関は意見照会の求めを 行った当事者に不利な認定を行うこと はできない点に注意してください。

つまり、X社からの求めに応じ て意見照会を行った場合、特許 庁が意見を述べる前に、X社にとって 不利な認定-イヤホンβが侵害物品に 該当しない旨の認定一をすることはで きないのですな。

逆に言うと、特許庁が意見を述 べる前でも、X社にとって有利 な認定ーイヤホンβが侵害物品に該当 する旨の認定-は行ってもよいわけで すね。この場合、特許庁が意見を述べ る必要は当然なくなります。

/ 特許庁は税関から意見を求めら れてから30日以内に書面で意 見を述べますが、具体的には3人の審 判官が担当します。税関は特許庁の回 答を両社に通知してさらに意見を求め、 両社が提出した意見や証拠および特許 庁の意見をもとにイヤホンβが侵害物 品であるか否かを認定するのです。

先生、イヤホン ß が X 社の特許権 の効力範囲に含まれるという特 許庁の意見が得られれば、イヤホンβの 輸入は必ず禁止されるのでしょうか?

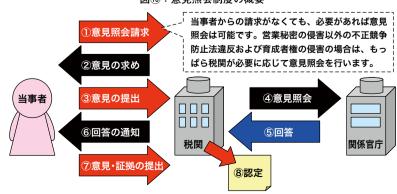
/ 税関は特許庁の意見を尊重して ✔ 認定を行いますが、その意見と 異なる判断をすることもあり得ます。

つまり、特許庁の意見はイヤホン β がX社の特許権の効力範囲に含まれる か否かについてですが、認定手続にお ける侵害物品であるか否かの判断はX 社による輸入の同意の有無といった事 情も踏まえて行われます。よって、X 社から同意が得られ、イヤホンβの輸 入が許可されることもあるわけです。

なるほど。さて、イヤホンβが 周知商標「patecopi」に類似する 「PATECOPI |を使用しているといった 営業秘密の侵害以外の不正競争防止法 違反に関する認定手続の場合も、税関 は経済産業省に不正競争に該当する物 品であるか否かの意見を求めることが できます(関69条の18)。周知性の有無 について当事者の主張が対立し、税関 ではイヤホンβが侵害物品であるか否 かの認定が難しいような場合ですな。

育成者権に関する認定手続の場 合も同様ですね。侵害疑義物品 についてDNA鑑定を行っても、それ が直ちに侵害物品か否かを認定できな いような場合、税関は「農林水産大臣| (農林水産省) に意見を求めることが できます。







これら2つは当事者からの求め によるのではなく、<u>もっぱらそ</u> の必要に応じて税関が行う点が特徴で す。その点を除けば、手続きの流れは 特許庁への意見照会とほぼ同じです。

なお、商標権・著作権・回路配置利 用権に関する認定手続において税関が 関係官庁に意見照会を行う制度は関税 法上ありません。これらの認定手続で 税関が第三者の意見を求める必要があ る場合は、前々回説明した専門委員へ の意見照会を行います(関69条の19)。

12. 犯則調査とは♪

最後に法律に違反することを ✔「犯則」といいますが、<u>故意に</u> よる侵害物品の輸出入行為は、10年 以下の懲役、1000万円以下の罰金、 またはその両方といった刑罰の対象で す (関108条の4・109条)。



税関には関税法違反に基づく罰 則を適用するための調査機関の

役割があります。ですから、税関がY 社によるイヤホンβの輸入といった関 税法に違反する疑いがある行為を発見 した場合、罰則を適用するための調査 を行います。だからこの調査を「犯則 調査」と呼ぶのですね。

まず、任意で行われる調査とし て、税関はY社の社員に出頭を 求め、質問したり、所持している物件 を検査したり、提出された物件を預か ることができます(関119条)。

さらに、強制力を伴う調査とし て、税関は裁判所の令状に基づ いてΥ社に立ち入り、イヤホンβの輸 入に関する証拠を捜索し、差し押さえ ることもできますな(関121条)。

税関が犯則調査を行った結果、 Y社によるイヤホンβの輸入が 関税法に違反すると考えた場合、検察 官への告発が行われます。

これ以後は刑事事件に移行すること になり、刑事事件で有罪になれば、Y 社には先ほどの刑罰が科されるととも に、 Λ ヤホン β も没収されることにな ります (関118条)。

もっとも、税関がY社によるイ ヤホンβの輸入が関税法に違反 するとの心証を得たからといって、必 ず告発するのではありません。

偽物の輸入による被害が比較的軽微 であるといった事情から、犯則行為の 情状が罰金刑に相当する場合は税関長 の行政処分である「通告処分」を行う とされています (関146条)

具体的には、罰金に相当する金 額および没収に該当するイヤホ ンβを税関に納付するよう Y 社へ通告 するわけですな。

逆に言うと被害が重大で犯則行 ★ 為の情状が懲役刑に相当する場 合や、Y社が通告から20日以内に罰 金およびイヤホンβを税関に納付しな い場合は、税関は検察官に告発するこ とになります (関147条)。



いずれにしてもイヤホンβの輸 入は阻止されるのですね★

一方、犯則調査の結果、関税法違反の 心証を得られなかった場合はY社にそ れを通知し、証拠の差し押さえなどを 解除することになります (関149条)。

13. おわりに♪

3回にわたって説明した税関の 水際規制は日本の知的財産制度 にとって重要な防波堤となります。

しかし、それ以上に重要な防波堤は、 安易に偽物を購入したり輸入しないと いう私たちの心掛けなのです。

さて、ほとんどボケませんでしたが、 あなたは本当に法雄さんですか?



フフフ。本物の法雄に替わって 勉強させてもらっていたよ。

次回は今ごろ酒でも飲んで寝ている 本物が参加するから安心したまえ。

やっぱり偽者だったのね……。 でも偽者のほうが話も進むので 大歓迎です♥ 反対に知的財産を侵害 する偽物が来るようだったら、本物の

中川 淨宗(Kiyomune Nakagawa)

法雄さんとあわせて追い返しますよ!

中川特許事務所 所長/弁理士

2006年に弁理士試験合格後、特許事務所を 開設、知的財産の実務に携わりながら、専 勝氏、別時所達の表現に誘わりなかり、守 修大学および東海大学の講師も務める。 先日、医薬品の「登録販売者」の資格を取 得した。比較的副作用のリスクが低い第二・ 第三類医薬品の販売に携わる資格である。

〒231-0006 神奈川県横浜市中区南仲通3 -35横浜エクセレントⅢ 1€045-651-0236 URL: http://www.ipagent.jp/ E-mail: customer@ipagent.jp